

(両面コピーしてください。)

令和 年 月 日

## 経済的援助にかかる申出書

(学生を別居扶養する場合の申請用)

大阪市職員共済組合理事長様

氏名

私の子\_\_\_\_\_については、遠方で在学中のため別居していますが、私が主たる生計維持者であり、扶養していることを申し出ます。

また、次に記載の内容は、事実と相違ありません。今後、扶養状況に変更が生じた場合は速やかに届出を行います。

なお、被扶養者の要件を満たさなくなった場合には届出をするとともに、給付金等の戻入が生じた場合は全額返還いたします。

記号・番号 \_\_\_\_\_

組合員氏名 \_\_\_\_\_

仕送り額 (アルバイト収入等がある月は、 それ以上の仕送りが必要)	月額 _____ 円	金融機関の振込票の写しや振込記録のある預金通帳の写しなどを、 <u>必ず保管しておいてください。</u>
収入見込額 (現時点から向こう1年間の収入 見込み額)	年額 _____ 円	給料明細書等の収入が確認できる書類を、 <u>1年間分は保管しておいてください。</u>

### 《必要添付書類》

- ・ 在学証明書又は学生証 (写し)
- ・ 対象被扶養者の住民票 (続柄が記載されている世帯全員のもの)
- ・ 所属所において必要とする書類

注) 裏面記載事項を了承のうえ、署名が必要です。

## 別居扶養する場合の経済的援助基準

組合員が認定対象者の生計維持にかかる中心的役割を担っていることを必要としています。そのため、認定対象者の収入額、又は最低必要額（年間 65 万円）のいずれか高い方を上回る額を、経済的援助として金融機関を介して行っていることが必要となります。

## 扶養確認調査（検認）を行う際の注意事項

- ◆ 生活費の送金証明として提出していただく書類は、組合員から対象被扶養者にくら送金しているかを客観的に確認できるように金融機関の振込票の写しや送金記録のある通帳の写しが必要です。送金時には送金者氏名、受取人氏名、日付等が印字されるように注意してください。
- ◆ 住居にかかる費用を負担することで経済的援助とする場合には、契約書等で賃貸借名義や家賃額等の確認ができる書類も必要となりますので、必ず保管しておいてください。
- ◆ 学費は原則、対象被扶養者の生計維持に必要な費用としては認められません。
- ◆ 扶養確認調査（検認）時において、送金事実を確認できる書類が無い場合や、収入に関する書類が無い場合など、経済的援助にかかる書類が提出できないときは、遡って扶養を減員することとなりますので、必ず書類を保管しておいてください。

上記記載の内容について了承しました。

令和 年 月 日

記号・番号 \_\_\_\_\_

組合員氏名 \_\_\_\_\_